

事務連絡  
平成23年3月18日

都道府県民生主管部（局）  
都道府県国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課

東北地方太平洋沖地震に伴い審査支払業務に著しい支障が生じている  
国民健康保険団体連合会における特例について

今般の東北地方太平洋沖地震に伴い審査支払業務に著しい支障が生じている国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）による平成23年4月支払分の診療報酬（調剤報酬を含む。）、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費（以下「診療報酬等」という。）の審査支払については、保険医療機関、保険薬局及び訪問看護ステーション（以下「保険医療機関等」という。）に対する支払に支障が生じないように、下記のように取り扱うこととしたので貴管内国保連及び保険者に対する周知等に遺漏なきよう期されたい。

#### 記

1. 平成23年4月支払分（平成23年2月診療分）の診療報酬等の審査方法等  
平成23年4月支払分（平成23年2月診療分）の保険医療機関等に対する診療報酬等の支払については、当該支払に係る診療報酬等の審査が期日までに行えない状況にある場合は、次のいずれかの方法により対応して差し支えない。  
(1) 国民健康保険診療報酬審査委員会及び後期高齢者医療診療報酬審査委員会の定足数の特例  
国民健康保険診療報酬審査委員会の定足数の確保が極めて困難である場合は、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第40条第1項の規定にかかわらず、定足数の十分の一以上の出席により、審査を行うこと。

また、後期高齢者医療診療報酬審査委員会については、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第113条により国民健康保険法施行規則を準用していることから、国民健康保険診療報酬審査委員会と同様の取扱いとすること。

(2) 概算払い

保険医療機関等に対する診療報酬等の平成23年3月支払分（平成23年1月診療分）の支払額をもって、概算払いとすること。

2. その他留意事項

- (1) この措置は、保険医療機関等に対する診療報酬等の平成23年4月支払分（平成23年2月診療分）についてのみ講じられる措置であり、平成23年5月支払い分（平成23年3月診療分）以降の取扱いについては、おって通知する。
- (2) 1(2)の措置を講じた場合の、診療報酬等の支払額の精算等に関する事項については、おって通知する。